

発電用風力発電設備の事故を踏まえた 対応について（報告）

令和2年2月5日

産業保安グループ 電力安全課

1 - 1. 北海道上ノ国町で発生した小形風力発電設備のナセル焼損事故について

- 令和元年12月12日、北海道檜山郡上ノ国町に設置された小形風力発電設備（型式：Xzeres 442SR）1基のナセルから出火し、ナセルが焼損する事故が発生。

<設備の概要>

かみのくに

設置場所：北海道檜山郡上ノ国町
所有者：Solana Systems株式会社
総出力：19kW（2基）
ハブ高さ：約25m
メーカー：Xzeres社

檜山郡上ノ国町



ナセルが焼損した事故機



タワーから撤去した事故機

1 - 2. 経済産業省の対応

- 事故翌日の12月13日に、北海道産業保安監督部の職員 2 名が立入を行い、被害状況の把握及び所有者によるブレードの固定作業・風車の停止を確認。
- また、北海道産業保安監督部より事業者に対し、事故原因の究明と再発防止対策を行うよう要請。（12月23日、事業者によるナセル及びブレードの撤去を確認。）
- 今回事故が発生した小形風力発電設備は、2019年2月に発生したブレード落下事故を受け、同年4月に経済産業省から、同型式設備の所有者に対し、事故原因が明らかになるまで使用停止と安全対策を取るよう依頼していた設備と同型式設備。
- 同様の事故を防止するため、12月13日に改めて同型式設備の所有者に対し、原因が明らかになるまで使用停止等の安全対策を取るよう経産省HP等を通じて要請。

(参考) 使用停止等の安全対策を要請する周知文

- 2019年12月12日に北海道で発生した小形風力発電設備のナセル焼損事故を踏まえたお願い（周知）

2019年2月16日に鹿児島県大島郡において、小形風力発電設備（型式：Xzeres Corp.製 Xzeres 442SR）のブレードが落下する事故が発生したことを受け、「鹿児島県で発生した小形風力発電設備のブレード落下事故を踏まえたお願い（周知）」（同年4月18日付け）にて、事故原因が明らかになるまで、所有者又は占有者の責任において、使用停止及び周辺への人の立入りを防止するような措置等の対策を講じていただくようお願いいたしました。

こうした中、2019年12月12日に北海道檜山郡において、同型式の小形風力発電設備のナセルが焼損する事故が発生しました。北海道産業保安監督部が現地確認を行い、事故原因の究明と再発防止対策を行うよう要請を行ったところです。

同型式の小形風力発電設備の所有者又は占有者におかれましては、事故原因が明らかになるまで、所有者又は占有者の責任において、使用を停止するとともに周辺への人の立入りを防止するような措置等の対策を講じていただき、安全対策に万全を期していただきますよう、重ねてお願いいたします。

また、すでに設備を停止されている所有者又は占有者におかれましても、設備に異常がないか点検をお願いいたします。

2 - 1. 鳥取県琴浦町で発生した風力発電設備の破損事故について

- 令和2年1月8日17時19分～24分頃、風雨・強風の中、鳥取県琴浦町にある東伯風力発電所に設置されている13基（1,500kW／基）の風力発電設備のうち4号機のブレード1枚が根元から折損。
- 事故時は、停電等による風車の制御電源喪失はなく、設計における耐風速を超える風も吹いていなかった。（風車に設置された風速計による事故時の瞬間風速は19m/s）

<設備概要>

発電所名：東伯（とうはく）風力発電所

設置者名：日本風力開発ジョイントファンド(株)

設置場所：鳥取県東伯郡琴浦町

稼働年：2007年3月

総出力：19,500kW（1,500kW×13基）

メーカー：GE

風車の高さ（羽の最高到達点）：99.95m



←ブレードが折損した
事故機

2-2. 経済産業省の対応

- 1月9日、事業者より中国産業保安監督部が事故報告（速報）を受領し、翌1月10日に、中国産業保安監督部の職員2名が立入を実施し、被害状況を確認。
- 設置者に対し、二次被害防止のため周辺地域への立入禁止措置を講じるとともに、事故原因の究明等を指示。（1月21日に、大型クレーンを手配し、損傷ブレードを含む3枚のブレードを撤去。）
- 次回当WGで事業者から詳細な被害状況等について、報告予定。



落下したブレードの一部



ブレードが折損した事故機



二次被害防止のため周辺地域への立入を禁止